

新判定基準（案）に係る主な論点

一．総論

1. 「必要とするかかわりの程度」という観点を踏まえ、加配区分について、
1 : 3（保育士1人で児童3人）、1 : 2（保育士1人で児童2人）、1 : 1.5（保育士1人で児童1.5人）、1 : 1（保育士1人で児童1人）の4区分とする案とし、その名称を支援区分1～4という案にした。
2. 手帳があれば、原則として、手帳を優先する取り扱いで良いか。（手帳だけでは区分の決定が困難な項目もある）
3. 3歳未満児（特に0歳児）についてどう整理するか
※0歳児の配置基準は1 : 3、1・2歳児の配置基準は1 : 6
4. 複数項目に該当する場合は、最も手厚い区分とするか。
5. 医療的ケア児については、何も障がいがない場合であっても、1 : 3の加配としてはどうか。
6. 1 : 1と居宅のボーダーを設けるか。

二．各論

1. 知的障がい関係（P 1～3）
わかりやすさという観点から、療育手帳の等級をベースとし、手帳がない場合は、相当するIQ・DQで判定する案を、参考として作成した。
※ 発達障がいと知的障がいを合わせて判定し、相当するIQ・DQだけでなく、必要とするかかわりの程度を加味して判定するという考え方もある。
2. 身体障がい関係
 - ① 下肢・体幹（P 5）
 - ・ 保育所等での保育が困難な障がいの程度について
 - ② 聴覚（P 6）
 - ・ 年齢による判定基準の違いについて
 - ・ 一律に、0歳児は非該当、1・2歳児は支援区分1とすることについて

③ 視覚（P 7）

- ・全盲等については，1：1の加配を設ける案とした。

④ 音声・言語，そしゃく機能（P 8）

- ・保育所等での保育が困難な障がいの程度について

⑤ 内部障がい・難病等（P 9）

- ・内部障がい・難病については，種類が非常に多く，児童の状況も様々であることから，個々に詳細な判定基準を作成することは，むしろわかりにくくなるという懸念から，主治医意見書によることとする案とした。
- ・保育所等での保育が困難な障がいの程度について

⑥ 2歳未満児の特別項目（P 10）

- ・主に，下肢・体幹について，2歳未満児の特別要素を加えるか。

3. 発達障がい関係（P 11～P 16）

就学前児童が対象ということを踏まえ，多動，自傷・他害，こだわり・パニック，集団活動への参加状況を要素とした。